

1 利用児童数の増加への対応(要配慮児童を含む) …… 参考資料4～8

平成24年度592人と平成29年度794人と比較すると、1.34倍となり年々増加する一方である。

- (1) 学校内に余裕教室が無い等、クラブ室の確保が困難な状況である。
- (2) 地域における放課後児童支援員の担い手が不足している。
- (3) 児童に関することとして、集中できない、じっとしてられない、予測できない行動、思い通りにならないと暴言や泣くなどコミュニケーションがとれない、注意しても聞かない、協調性に欠ける等、児童対応に専門性が求められる状況が進行し、集団で預かる安心・安全な預かりの維持が危惧される。
- (4) 保護者に関することとして、送迎の時間が遅い・子どもの準備物等の反応が遅い、利用負担金の支払が遅いことなどについて注意や依頼をしても改善されない、子どもへの対応に対するクレームなど、保護者との関係性の保持や対応が難しくなっている。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	592人	670人	679人	726人	786人	794人
内、要配慮児童数 クラブ数	6人 6クラブ	15人 10クラブ	14人 8クラブ	15人 9クラブ	19人 13クラブ	14人 12クラブ

2 小学校区における児童利用の格差への対応 …… 参考資料4～8

今後の利用児童数の見込から、増加傾向のクラブや逆に極少数になるクラブもあり、特に西舞鶴地区においては、通学する学校以外へのクラブや送迎可能で広域的に利用可能な法人の運営するクラブを確保し、効率的な運営体制づくりが必要である。

3 放課後児童支援員の高齢化による担い手人材の確保・育成 … 参考資料11

平成24年度では、50代前半から60代前半が61.7%を占め、平成29年度では、50代後半から60代後半の支援員が69.4%を占めている。この年代が10年後には、60代前半から70代前半となるため、今から次代の担い手となる50代前半までの若・中年層の支援員の確保・育成が必要である。

4 子どもの豊かな育ちを支える専門性を有した放課後児童支援員の確保

児童期の子どもの発達特性に関して理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながらの育成支援を行うなど、専門資格を有する者や研修等を受講し知識を有する者を各クラブにおいて確保することも必要になってきている。

▼資料 平成29年度放課後児童支援員の有資格者一覧表 ※地域子育て支援協議会のみ

支援員数	保育士・幼稚園教諭	小・中・高等学校教諭	放課後児童支援員 認定資格研修認定者
170人	15人	16人	76人

5 放課後児童支援員の業務多様化・職責や資格保有者等に応じた処遇改善

放課後児童支援員を確保するための労働環境や処遇改善の整備

- (1) 保育所のように毎日、フルタイム働ける環境に比べ、不規則、短時間等の労働環境の改善
- (2) 家に代わる生活の場の提供、安心・安全な預かりに加え、利用児童(配慮を要する児童を含む)の増加による対応、児童の発達特性に応じた対応、また、利用者ニーズや保護者への対応の増加など、支援員業務の多様化、専門性が必要になるなど、資格保有者や経験者等を確保するための賃金体系の構築
- (3) 職責(支援員リーダー、有資格者・認定研修等を受講した者・経験年数の長い支援員、補助員)に応じた賃金体系の構築が必要である。

(参考)①賃金 850円/h(平成16年～平成23年) → 880円/h(平成24年～現在)

②役職謝礼:運営委員長、庶務担当、会計担当 → 5,000円/月、通勤手当等各種手当無し

6 事業サービスの向上

アンケート調査結果から、保護者の就労状況から更なる利便性の向上と子どもの安心・安全な見守りに加えて、放課後児童クラブに預けている時間でのプラスアルファの活動の要望が挙げられる。

(1) 開設時間の延長

通常学期の平日は、午後7時までの30分延長、土曜日や夏休み等の長期休業期間は、午前7時30分から午後7時までの前・後30分の延長

(2) 児童のクラブにおける様々な取り組み、子どもの過ごし方の工夫

(地域の方やその他団体等が実施する定期的な〇〇教室、地域の方々との交流、宿題や勉強のサポート等が主なもの)

(3) 開設時間の延長等、サービスの向上を実施した場合の利用者負担金のアップなどの見直し

(サービス向上、放課後児童支援員の処遇改善による賃金アップなどを勘案した利用者負担金の設定)

7 保護者・家庭の運営へのサポート・連携

(1) クラブの行事や活動に保護者が参加できる機会を設けるなど、クラブと保護者との協力関係づくりと保護者同士が交流して子育てができるような支援につなげる。

(2) 保護者との信頼関係をつくり、子育ての相談に応じられるような関係づくり

8 学校との有機的な連携強化

(1) 学校と放課後児童クラブの生活の連続性に配慮し、子どもに関する日常的な情報交換や情報共有
※個人情報保護や秘密の保持の徹底・取り決め

(2) 特別な支援を必要とする児童、虐待、いじめなどが気になる児童の状況についての話し合いの場の設定や関係機関へ繋ぐなどの連携

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるための学校施設(校庭、体育館)の利用、子どもを落ち着かせるための保健室や放課後の教室の利用に関する連携